

八戸市附属機関等の公募委員候補者登録制度実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、附属機関及び懇談会等（以下「附属機関等」という。）における公募委員候補者（以下「候補者」という。）の登録制度（以下「登録制度」という。）に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画意識を醸成し、委員公募の一層の推進を図ることを目的とする。

(候補者の範囲)

第2 候補者は、八戸市に住所を有する者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(登録及び内容の変更方法等)

第3 候補者としての登録を受けようとする者又は登録内容に変更が生じた候補者は、八戸市附属機関等公募委員候補者登録（変更）申請書（別記第1号様式）に必要事項を記載し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、直ちにその内容を確認の上、第2に定める要件を満たしていると認めるときは、新規登録し、又は登録内容を変更するものとする。

3 市長は、前項の新規登録を行ったときは、当該候補者に対して八戸市附属機関等公募委員候補者登録確認書（別記第2号様式）を交付するものとする。

(登録期間)

第4 候補者としての登録期間は、登録した日から4年を経過した日の属する年度末までとする。

(登録の解除)

第5 市長は、候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、候補者としての登録を解除できるものとする。

(1) 候補者が第2に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 候補者が、八戸市附属機関等公募委員候補者登録解除届（別記第3号様式）を市長に提出したとき。

(3) 登録制度の目的が達成できない状態にあると市長が認めるとき。

(4) 候補者としてふさわしくない非行があった等、登録しておくことが適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により解除をしたときは、当該候補者に対して八戸市附属機関等公募委員候補者登録解除確認書（別記第4号様式）を交付するものとする。

(候補者への情報提供)

第6 市長は、候補者に、委員公募の情報を随時提供するものとする。

(登録情報の内部利用)

第7 候補者の了解を得た場合は、附属機関等の委員選任の目的に限り、登録情報を市の行政機関の内部で利用することができる。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の公募委員候補者登録制度の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年10月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年9月20日から実施する。

別記

第1号様式（第3関係）

八戸市附属機関等公募委員候補者登録（変更）申請書

年 月 日

（あて先）八戸市長

八戸市附属機関等の公募委員候補者登録制度実施要綱第3第1項の規定により、
次のとおり登録（登録内容の変更）を申請します。

フリガナ 氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
住所	〒	電話番号			
		FAX番号			
		メールアドレス		(携帯不可)	
現在の職業及び職歴					
得意又は興味のある分野					
各種活動歴 ※附属機関等の委員履歴 ※まちづくり団体等の参加状況					
活動が可能な日数		<input type="checkbox"/> 制限なし <input type="checkbox"/> 3日程度/月 <input type="checkbox"/> 2日程度/月 <input type="checkbox"/> 1日程度/月 <input type="checkbox"/> 1日程度/2～3月 <input type="checkbox"/> その他（具体的に：)			
活動が可能な時間帯		<input type="checkbox"/> 制限なし <input type="checkbox"/> 平日(昼間・夜間) <input type="checkbox"/> 土日祝日(昼間・夜間) <input type="checkbox"/> その他（具体的に：)			
希望する分野 (複数選択可)		<input type="checkbox"/> 行財政全般 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 保健 <input type="checkbox"/> 医療 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 水産業 <input type="checkbox"/> 観光 <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 都市計画(まちづくり) <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 雇用 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> 文化 <input type="checkbox"/> NPO・ボランティア <input type="checkbox"/> その他（具体的に：)			
登録情報の内部利用 (要綱第7関係)		<input type="checkbox"/> 利用してよい（不可の場合はチェック不要）			

※登録内容の変更申請の場合は、氏名及び変更部分のみ記載してください。

※公募に関する情報は、以下の優先順位によりお知らせいたします。

- ①メール、②FAX、③郵送

第2号様式（第3関係）

八戸市附属機関等公募委員候補者登録確認書

年 月 日

様

八戸市長

八戸市附属機関等の公募委員候補者登録制度実施要綱第3第3項の規定により、
次のとおり登録したので、お知らせします。

登録分野	
登録期間	年 月 日 から 年3月31日まで
通信欄	

第3号様式（第5関係）

八戸市附属機関等公募委員候補者登録解除届

年 月 日

（あて先）八戸市長

住所

氏名

八戸市附属機関等の公募委員候補者登録制度実施要綱第5第1項の規定により、登録の解除を届け出ます。

第4号様式（第5関係）

八戸市附属機関等公募委員候補者登録解除確認書

年 月 日

様

八戸市長

八戸市附属機関等の公募委員候補者登録制度実施要綱第5第2項の規定により、登録を解除したので、お知らせします。